

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成18年8月10日
【発行者名】	M I Dリート投資法人
【代表者の役職氏名】	執行役員 泉 幸伸
【本店の所在の場所】	大阪市北区堂島浜一丁目4番4号
【事務連絡者氏名】	M I Dリートマネジメント株式会社 取締役財務企画部 部長 植村 弘
【電話番号】	06-6456-0700（代表）
【届出の対象とした募集（売出）内国 投資証券に係る投資法人の名称】	M I Dリート投資法人
【届出の対象とした募集（売出）内国 投資証券の形態及び金額】	形態：投資証券 発行価額の総額：一般募集 87,718,500,000円 売出価額の総額：オーバーアロットメントによる売出し 4,545,000,000円 （注1）発行価額の総額は、本有価証券届出書の訂正届出書の日付現在における見込額です。 但し、今回の募集の方法は、引受人が発行価額にて買取引受けを行い、当該発行価額と異なる価額（発行価格）で一般募集を行うため、一般募集における発行価格の総額は上記金額とは異なります。 （注2）売出価額の総額は、本有価証券届出書の訂正届出書の日付現在における見込額です。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

1 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

本投資法人は、平成18年8月10日開催の役員会において、一般募集における発行価格の決定に先立ち発行価格の仮条件を決定しましたので、平成18年7月27日に提出した有価証券届出書の記載事項のうち、これに関連する事項を訂正するとともに記載内容の一部についても訂正するため、本有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2 【訂正箇所及び訂正事項】

第一部 証券情報

第1 内国投資証券（投資法人債券を除く。）

1 募集内国投資証券

(4) 発行価額の総額

(5) 発行価格

(13) 手取金の使途

2 売出内国投資証券（オーバーアロットメントによる売出し）

(4) 売出価額の総額

第二部 ファンド情報

第1 ファンドの状況

3 投資リスク

(2) 投資リスクに関する管理体制

② 資産運用会社の体制

第三部 投資法人の詳細情報

第1 投資法人の追加情報

2 役員の状況

下線部_____は訂正箇所を示します。

第一部【証券情報】

第1【内国投資証券（投資法人債券を除く。）】

1【募集内国投資証券】

(4)【発行価額の総額】

<訂正前>

90,000,000,000円

(注) 上記の発行価額の総額は、後記「(14) その他 ① 引受け等の概要」に記載の引受人（以下「引受人」といいます。）の買取引受けによる払込金額の総額です。発行価額の総額は、本書の日付現在における見込額です。

<訂正後>

87,718,500,000円

(注) 上記の発行価額の総額は、後記「(14) その他 ① 引受け等の概要」に記載の引受人（以下「引受人」といいます。）の買取引受けによる払込金額の総額です。発行価額の総額は、本有価証券届出書の訂正届出書の日付現在における見込額です。

(5)【発行価格】

<訂正前>

(前略)

(注2) 発行価格の決定に当たり、平成18年8月10日（木）に仮条件を提示する予定です。提示される仮条件は、本投資法人の取得予定資産の内容その他本投資法人にかかる情報、本投資証券の価格算定を行う能力が高いと推定される機関投資家等の意見その他を総合的に勘案し決定する予定です。

(後略)

<訂正後>

(前略)

(注2) 発行価格の仮条件は、500,000円以上510,000円以下の価格とします。当該仮条件は、本投資法人の取得予定資産の内容その他本投資法人にかかる情報、本投資証券の価格算定を行う能力が高いと推定される機関投資家等の意見その他を総合的に勘案し決定しました。

(後略)

(13)【手取金の使途】

<訂正前>

一般募集における手取金（90,000,000,000円）については、後記「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 2 投資方針 (2) 投資対象 ③ 取得予定資産の概要」に記載の、本投資法人が取得を予定している特定資産（投信法第2条第1項における意味を有します。以下同じとします。）の取得資金等に、一般募集と同日付をもって決議された第三者割当による新投資口発行の手取金（上限4,500,000,000円）については、特定資産の取得資金及び借入金の返済等に、それぞれ充当します。

(注1) 上記の第三者割当については、後記「第3 募集又は売出しに関する特別記載事項 1 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照下さい。

(注2) 上記の手取金は、本書の日付現在における見込額です。

<訂正後>

一般募集における手取金（87,718,500,000円）については、後記「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 2 投資方針 (2) 投資対象 ③ 取得予定資産の概要」に記載の、

本投資法人が取得を予定している特定資産（投信法第2条第1項における意味を有します。以下同じとします。）の取得資金等に、一般募集と同日付をもって決議された第三者割当による新投資口発行の手取金（上限4,385,925,000円）については、特定資産の取得資金及び借入金の返済等に、それぞれ充当します。

（注1）上記の第三者割当については、後記「第3 募集又は売出しに関する特別記載事項 1 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照下さい。

（注2）上記の手取金は、本有価証券届出書の訂正届出書の日付現在における見込額です。

2【売出内国投資証券（オーバーアロットメントによる売出し）】

(4)【売出価額の総額】

<訂正前>

4,500,000,000円

（注）売出価額の総額は、本書の日付現在における見込額です。

<訂正後>

4,545,000,000円

（注）売出価額の総額は、本有価証券届出書の訂正届出書の日付現在における見込額です。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

3【投資リスク】

(2) 投資リスクに関する管理体制

② 資産運用会社の体制

<訂正前>

（前略）

（イ）資産運用会社は、資産運用ガイドラインにおいて、分散投資によるポートフォリオの構築方針、個別の運用不動産の安定収益確保のための諸方策、投資を決定する際の物件選定基準、物件調査基準、投資分析基準及び保険付保基準、ポートフォリオ運営管理方針（プロパティマネジメント会社及び建物管理会社の選定基準、年度運用計画等による計画的な運用を含みます。）等を定めています。かかる資産運用ガイドラインを遵守することにより、不動産や不動産信託受益権にかかるリスクの管理に努めています。

（中略）

（ハ）資産運用会社は、コンプライアンス規程、コンプライアンス・マニュアル及びコンプライアンス・プログラムを定めて、コンプライアンス・オフィサー及びコンプライアンス委員会による法令遵守の確認、コンプライアンス委員会による投信法及び利害関係人等取引規程に定める利害関係人等との取引等についての利益相反の有無の確認を行い、これによって、法令違反のリスク、利益相反のリスクの防止に努めます。

（後略）

<訂正後>

(前略)

(イ) 資産運用会社は、資産運用ガイドラインにおいて、分散投資によるポートフォリオの構築方針、個別の運用不動産の安定収益確保のための諸方策、投資を決定する際の物件選定基準、物件調査基準、投資分析基準及び保険付保基準、ポートフォリオ運用方針（プロパティマネジメント会社及び建物管理会社の選定基準、年次運用計画等による計画的な運用を含みます。）等を定めています。かかる資産運用ガイドラインを遵守することにより、不動産や不動産信託受益権にかかるリスクの管理に努めています。

(中略)

(ハ) 資産運用会社は、コンプライアンス規程、コンプライアンス・マニュアル及びコンプライアンス・プログラムを定めて、コンプライアンス・オフィサー及びコンプライアンス委員会による法令遵守の確認、コンプライアンス委員会による投信法及びスポンサー関係者取引規程に定める利害関係人等との取引等についての利益相反の有無の確認を行い、これによって、法令違反のリスク、利益相反のリスクの防止に努めます。

(後略)

第三部【投資法人の詳細情報】

第1【投資法人の追加情報】

2【役員状況】

<訂正前>

(本書の日付現在)

役職名	氏名	主要略歴		所有投資口数
執行役員	泉 幸伸	<中略> 平成18年 <u>6</u> 月	<中略> M I Dリート投資法人 執行役員 (現職)	0
監督役員	喜多村 晴雄	<中略> 平成18年 <u>6</u> 月	<中略> M I Dリート投資法人 監督役員 (現職)	0
監督役員	谷口 直大	<中略> 平成18年 <u>6</u> 月	<中略> M I Dリート投資法人 監督役員 (現職)	0

<訂正後>

(本書の日付現在)

役職名	氏名	主要略歴		所有投資口数
執行役員	泉 幸伸	<中略> 平成18年 <u>5</u> 月	<中略> M I Dリート投資法人 執行役員 (現職)	0
監督役員	喜多村 晴雄	<中略> 平成18年 <u>5</u> 月	<中略> M I Dリート投資法人 監督役員 (現職)	0
監督役員	谷口 直大	<中略> 平成18年 <u>5</u> 月	<中略> M I Dリート投資法人 監督役員 (現職)	0